



しあわせ信州

第56号 平成29年11月27日発行

発行

長野県県民文化部県民協働課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎1階

TEL 026-235-7189 FAX 026-235-7258

長野県公式ホームページ「県民協働・NPO情報コーナー」

Eメール kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp



長野県みらいベースを活用した寄附募集セミナー・助成金説明会が開催されました

協働デスク便り

事業主のみなさん、個人住民税は特別徴収で納めましょう

県の事業に協働していただけるNPOを募集しています

NPOの強い味方! 「NPO支援センター」を紹介します

県からのお知らせ

NPO法の一部改正法の施行により「貸借対照表の公告」が必要になります

NPO法人の解散について（その1）

NPOの皆様が地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰を受賞されました

NPO向けセミナーを開催します

長野県みらい基金からのお知らせ

H29年度【春期】サンプロおひさま基金の助成団体が決定しました

「とうみ Happy Animals 基金」が創設されました

新NPO法人紹介

協働デスク便り

事業主のみなさん、個人住民税は特別徴収で納めましょう

平成30年度から、原則すべての事業主の方に、従業員の給与から個人住民税を差し引いて納税する特別徴収を行っていただきます。

現在、特別徴収を行っていない事業主の方は、特別徴収の実施準備をお願いします。

詳しくは、長野県ホームページをご覧ください。[長野県 特別徴収]

検索

個人住民税の特別徴収とは？

所得税の源泉徴収と同じように、事業主(給与支払者)が特別徴収義務者として、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員に代わって市町村に納入する制度で、法律で義務づけられています。

お問い合わせ

この取組に関するご質問(長野県)

企画振興部市町村課	026-235-7068
総務部税務課	026-235-7048
総務部税務課県税徴収対策室	026-235-7050

特別徴収の具体的な手続きに関するご質問

従業員がお住まいの市町村の個人住民税担当課

給与支払報告書などの提出は電子申告をご利用ください。

eLTAX

県の事業に協働していただけるNPOを募集しています

協働コーディネートデスクがNPOの皆様と県担当課との連携をコーディネートいたします。

次の取組みに協働していただけるNPOにおかれましては、協働コーディネートデスクまでお気軽にご連絡ください。

県では、県民、NPO、企業などの皆様との協働を進めてそれぞれの得意の分野や資源を生かし、連携して地域のニーズに対応していくことにより、一層質の高いサービスの提供や地域課題の解決を図ることを目指しています。



ご連絡をお待ちしています。

県が協働を希望するNPO	事業名	事業の内容・目的	NPOに取組みをお願いしたい事項	実施時期等	備考
緑化活動を行っている団体	信州花フェスタ2019	都市緑化意識の高揚と知識の普及を図り、緑豊かな潤いのあるまちづくりの推進	イベントでのチラシ配布、フェア開催期間中に花緑の体験催事への協力をお願いします。	随時	協働コーディネートデスクに御連絡ください。
/	/	/	花や緑を楽しめる拠点やイベントを「グリーンシェアスポット」として登録し、信州花フェスタと相互PRの実施をお願いします。	/	/

連絡先

協働コーディネートデスク(県庁 東庁舎1F 県民協働課内)

T E L : 026-235-7190 F A X : 026-235-7258 E-Mail:cocodesk@pref.nagano.lg.jp

※ FAX、メールの場合は、件名を「協働希望」とし、本文中に連絡先を明記してください。協働コーディネートデスクから連絡いたします。

シリーズ 第4回 NPOの強い味方！ 「NPO支援センター」を紹介します

小諸市市民活動・ボランティアセンター（ぼらせんこもろ）

所在地：小諸市三和 1 丁目 2 番 9 号

開館日：月 - 金曜日・第二・四土曜日

開館時間：午前 9 時～午後 5 時

木曜日のみ午前 9 時～午後 9 時（午後 5 時半以降は要予約）

利用対象：市民活動をすでにしているか行おうとする個人及び団体

◆ 小諸市市民活動・ボランティアセンター（ぼらせんこもろ）とは？

市民のみなさんの公益的で自主的な活動を応援し、また、その活動の輪を広げるお手伝いをするための拠点となる施設です。

◆ こんなときに活用できます！（事前に利用者登録が必要です）

①大小の会議室や印刷機等の提供

②情報誌の発行をはじめ、市民活動に関する各種情報の収集・提供

※センター正面入口のフリースペースは予約なしで自由に利用できますので、打ち合わせ等に活用ください。

◆ テーマ別サロン「しゃべり場」を開催しています

同じ興味を持った人同士が気軽に繋がれる場を作るため、月に1回テーマ別サロン「しゃべり場」を開催しています。

次回は「折り紙で作る干支飾り」をテーマに 2017 年 12 月 11 日（月）に開催されます。

◆ 最新の情報は以下からご覧ください！

ホームページ <http://members.ctknet.ne.jp/borasen> 情報誌「ぼらせんこもろ」

お問い合わせ TEL 0267-26-0315 E-mail borasen@ctknet.ne.jp



10月11日に開催されたボラフェスタ 2017 の様子

大町市市民活動サポートセンター

所在地：大町市役所 西庁舎 1 階

開館時間：平日（月～金）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

毎週 月曜日・木曜日の午後 8 時まで、予約制で対応

利用対象：大町市の団体で、地域の活性化や市民生活の向上等、

社会的な課題解決を目的とする公益的な活動団体

◆ 大町市市民活動サポートセンターとは？

大町市では、市民の皆さんに積極的にまちづくりに参加していただくため「市民参加と協働のまちづくり」を推進しています。市民の皆さんの自主的な地域づくり活動や自治会活動をさらにサポートするため、市民活動サポートセンターを開設し、様々なサービスを提供するとともに、毎年テーマを設けフォーラムを開催しています。

◆ 「第7回市民参加と協働のまちづくりフォーラム」が開催されました

平成 28 年 12 月 10 日に開催されたフォーラムでは、「様々な世代が関わるまちづくりとは！？」をテーマに、市内の中学生の地域学習の成果をもとに、様々な世代・立場の市民が集まって一緒に大町を語り合い、まちづくりについて考えました。今年もフォーラムの開催を予定しています。

◆ こんなときに活用できます！（事前に利用者登録が必要です）

情報誌の提供、打ち合わせコーナーの提供、団体の活動やイベントの情報発信、事務機器の利用など

◆ 最新の情報を知りたい方は以下の情報をチェック！

ホームページ <http://www.city.omachi.nagano.jp/> （大町市ホームページ）



第7回市民参加と協働のまちづくりフォーラムの様子

お問い合わせ TEL 0261-85-0531 / FAX 0261-85-0763 E-mail shiminkatsudou@city.omachi.nagano.jp

県からのお知らせ

NPO法の一部改正法施行により 「貸借対照表の公告」が必要になります

NPO 法人は、貸借対照表を作成した場合、定款に定める方法により公告することが義務付けられました。この規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行される予定です。

重要

ポイント 1 平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表が公告の対象となります。

ポイント 2 改正法の経過措置により、平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表で直近の事業年度に係るものは、平成30年10月1日に作成したものとみなされます。

このため、原則として、全ての法人において平成30年10月1日を期して、遅滞なく、当該貸借対照表を公告する事務が生じます。

(例) 3月決算法人の場合

- ・平成29年度(29年4月1日から30年3月31日まで)分の貸借対照表
平成30年6月末までに作成 ポイント 2 が適用(30.10.1以降遅滞なく公告)
- ・平成30年度(30年4月1日から31年3月31日まで)分の貸借対照表
平成31年6月末までに作成 ポイント 1 が適用(作成後遅滞なく公告)

Q 1 県で示している定款例のとおりに公告方法を定めています。定款変更の必要はあるのですか？

A 1 貸借対照表の公告方法は、法律に規定されています。

ところで、これまでの定款例では、「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」としていました。いずれの方法も、法で規定している貸借対照表の公告方法に含まれていますので、定款例のとおりに定款を定めているのであれば、必ずしも定款変更の必要はありません。

しかし、このままで、貸借対照表についても掲示場への掲示と官報掲載が必要となってしまいます。

官報掲載には、事務手続きと費用がかかりますので、
貸借対照表の公告方法については定款に特別の規定を設けること（※）をお勧めしています。

定款変更の必要はありませんか？



Q 2 定款変更はいつまでに行えばいいですか？

A 2 公告方法を変更するのみの定款変更であれば、社員総会の議決で足ります。

3月決算法人の場合、来年4～6月頃に行う通常総会で決議すれば、最初の公告(平成30年10月1日)に十分間に合います。

次回の通常総会が平成30年10月1日以降となるような場合には、臨時総会等により、**遅くとも平成30年9月30日までには**定款変更の決議を受けるようにしましょう。

なお、定款を変更した場合には、定款変更届を所轄庁(長野県)へ忘れずに提出してください。

Q & A

* この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については【〇〇〇】に掲載して行う。

NPO法人の解散について(その1)

特定非営利活動促進法の施行から約20年。役員の高齢化や活動の低迷などの理由により、NPO法人の解散を検討しているという相談を受けることも多くなりました。

そこで、今回から2回にわたり、NPO法人の解散手続きについてご説明いたします。



1 NPO法人の解散について

NPO法では、以下の7種類の解散事由を規定しています。

このうち③及び④の類型による解散は、全国的にも稀なケースです。NPO法人の認証基準の一つに「10人以上の社員を有する」ことがあります、仮に10人の社員がいない場合でも総会を開催し、解散を決議することができますので、社員総会の決議による解散を検討してください。

- ①社員総会の決議
- ②定款で定めた解散事由の発生
- ③事業成功の不能
- ④社員の欠亡
- ⑤合併
- ⑥破産手続き開始の決定
- ⑦認証の取消し

2 社員総会の決議で解散する場合

①社員を再確認します。

資格を喪失している方がいないか確認し、社員を確定してください。前述のとおり、退会などにより社員数が10人に満たない場合であっても総会開催は可能です。

②定款に定める手続により社員総会を開催します。必要であれば理事会も開催してください。

社員総会では、次の事項を決議します。なお、解散を決議する社員総会においても、書面又は代理人による表決等が認められています。

- 総社員の4分の3以上(注)の承諾
 - ・解散をする旨
- 出席社員の過半数(注)の賛成
 - ・残余財産を帰属させる者(定款に「総会で定める者に帰属させる」旨の規定がある場合に限ります。)
 - ・清算人(定款に指定がない場合に社員総会で選任することができます。)

注:定款に別段の定めがあるときは、定款の定めによります。

③総会終了後、法務局で解散登記を行い、所轄庁(長野県)へ解散届を提出します。

④債権・債務の整理を行います。

定款に定める方法及び官報で、債権の申し出をするべき旨の催告(公告)を行います。

法律により官報での公告が必要とされています。

⑤残余財産があれば、所定の者に譲渡します。

⑥④及び⑤の手続き完了後、法務局で清算結了の登記を行い、所轄庁(長野県)へ清算結了届を提出します。

次回は、解散の公告及び解散登記についてです。

NPOの皆様が地方自治法施行 70周年記念総務大臣表彰を受賞されました

去る11月20日、東京国際フォーラムで開催された「地方自治法施行70周年記念式典」の席上、地方自治の伸展及び住民の福祉の増進に努めた方々に総務大臣表彰が贈られました。県内のNPO関係者の皆様からも多数表彰されました。おめでとうございます。

NPO関係の受賞者は次の方々です。



◆団体

松本市町会連合会	(特非)侍学園スクオーラ・今人
(特非) グリーンウッド自然体験教育センター	栄村小滝区

◆個人

六波羅 弘美 様	長野県食生活改善推進協議会会長
中條 智子 様	(一社)長野県連合婦人会会長
山田 千代子 様	(特非)長野県NPOセンター代表理事

NPO向けセミナーを開催します<参加無料>

県下2会場で、社会保険労務士と法務局登記官を講師に迎え、NPO向け登記・労務に関するセミナーを開催します。

法人運営の注意点や登記手続き、雇用・保険などの労務管理について学んでいただくよい機会です。
案内ちらしを長野県ホームページに掲載しています。ご確認の上、お申込みください。

長野会場

- ◆日 時:12月11日(月)
NPO法人の労務管理:10:00~12:00
NPO法人の登記実務:13:00~15:00
- ◆会 場:北信消費生活センター教室
住所:長野市大字中御所字岡田98-1
TEL:026-223-6777
- ◆申込期限:12月4日(月)

松本会場

- ◆日 時:12月13日(水)
NPO法人の登記実務:10:00~12:00
NPO法人の労務管理:13:00~15:00
- ◆会 場:県松本合同庁舎204号会議室
住所:松本市大字島立1020
TEL:0263-47-7800
- ◆申込期限:12月6日(水)

お申し込み・お問い合わせ先

長野県 県民文化部 県民協働課 協働・NPO係

T E L : 026-235-7189 (直通) FAX : 026-235-7258 E-mail : kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp

—長野県みらい基金からのお知らせ—

H29年度【春期】サンプロおひさま基金の助成団体が決定しました

塩尻市に拠点を置く株式会社サンプロの冠基金「サンプロおひさま基金」は、平成29年度春期分として以下の6団体を助成先として決定しました。この助成は、各期毎に分野を指定、複数の団体を候補としてリストアップし、サンプロとご契約いただいたお客様に投票していただき、団体の得票率により助成金額が増減する仕組となっています。

*助成金額総額：1,171,042円（対象期間：2017.01.01～2017.06.30）

No.	助成団体	得票数
1	18トリソミーの子を持つ親の会「18っ子のわ」	110
2	特定非営利活動法人 KUMOI	93
3	親子はねやすめ	101
4	NPO 法人てくてく	95
5	認定 NPO 法人 長野サマライズ・センター	90
6	特定非営利活動法人 e-MADO	104
	合 計	593



「とうみ Happy Animals 基金」が創設されました

東御市に拠点を置き、県内外における電気設備工事をとおして環境保護の一翼を目指す東御電気株式会社は、犬・猫などの動物愛護の取り組みとして、生き物の命の大切さを広く社会に伝えるために、「とうみ Happy Animals 基金」を創設しました。

この基金は、主に動物保護に取り組む団体の活動支援や動物保護啓蒙活動支援に取り組む団体に対して助成を行います。助成団体の選定・審査及びその後の助成団体の活動フォローをし、東御電気への活動報告まで認定NPO法人長野県みらい基金が実施してまいります。

助成の詳細につきましては、現在調整中で近日中に長野県みらいベース上に公開する予定ですのでご確認ください。

認定NPO法人 長野県みらい基金

■長野事務所 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎1階
TEL: 026-217-2220 (平日 8:30～17:15)

■松本事務所 〒390-0852 松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎1階
TEL: 0263-50-5535 (平日 8:30～17:15)

長野県みらいベースのホームページURL <http://www.mirai-kikin.or.jp>

今年も「寄付月間～Giving December～」がはじまります。

寄付月間(Giving December)は、NPO、大学、企業、行政などで寄付に係る主な関係者が幅広く集い、寄付が人々の幸せを生み出す社会をつくるために、12月1日から31日の間、協働で行う全国的なキャンペーンです。詳細は、寄付月間公式ホームページ(<http://giving12.jp/>)をご覧ください。

長野県みらいベースでは寄付事業を募集しています。この機会に、是非、ご利用ください。

新NPO法人紹介

特定非営利活動法人 希望の朝

長野市篠ノ井布施五明 3443 番地 2

この法人は、障がい児及びその保護者を対象として、その健全育成に関する事業、障がいを持つ人との家族に対する地域生活支援に関する事業、また、障がい児・障がい者の日中活動の場の提供に関する事業、その他、障がいの有無にかかわらず地域住民の交流の場を提供する事業を行い、障がい児・障がい者、その他生活困窮状態に陥る人々に対して社会生活の自立、日常生活の自立、経済的な自立の支援事業を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 ながの消費者支援ネットワーク

長野市篠ノ井御磐川 668 番地

この法人は、消費者被害の発生・拡大の防止及び救済のため、消費者、消費者団体、関係諸機関並びに消費者問題専門家等との連携・相互援助を図り、各種消費者被害の調査、情報収集、研究、是正申入等の活動によって消費者全体の利益擁護を実現するとともに、消費者教育等の啓発活動によって社会教育の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 Hug

下伊那郡松川町元大島 3803 番地 10

この法人は、心の居場所や様々な支援を求める子ども達やその保護者に対して、学習支援や生活支援を併せ持つことも食堂事業の運営や、または高齢者を含む幅広い年齢層に対して、地域と共に関われるコミュニティスペースの提供及び各種イベントの企画を行い、子育てにおける安心・安全な場作りや、様々な背景を抱える子ども達の個別の支援、高齢者の居場所作りや、個体的な社会参加、地産地消を目指した食事の提供など、地域の豊かなネットワーク作りに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 SLC

伊那市野底 7712 番地 6

この法人は、広く一般市民に対して、キャリア教育、生涯学習等についての相談、支援及び実施に関する事業等を行い、キャリア教育、生涯学習及び社会教育等の推進を図り、もって公益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 グラン・テレいかいだ

木曾郡木曽町開田高原西野 4835 番地 1

この法人は、地域住民が助け合って、様々な障害を持たれた方々の、自立の促進と就労支援、高齢者等の生きがいを持てるよう、保険外サービスと介護サービス、障害福祉サービスが連携して、明るい地域生活を提供する事業を行い、また、福祉の増進、地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 ゆらぎ

上田市下之郷乙 620 番地 上田女子短期大学内

この法人は、自立支援が必要と思われる義務教育終了後等の児童から概ね 22 歳までの青少年に対して、健全な育成と社会生活に適応できる力を培うために、児童自立援助ホームの設立・運営を通じて、青少年の健全育成を図るとともに社会教育の推進に寄与することを目的とする。

NPO法人 5loaves

伊那市西春近 2212 番地 5

この法人は、障がいを持つ方や高齢者の皆様が安心して自分らしく過ごせるような家庭的生活と生きがいづくりのための自主的な就労および社会参加の機会を提供する事業を行い、生活に潤いと喜びの持てる豊かで活力ある共生の地域づくりに貢献する。また、国際交流を通して、青少年とその家族の皆様に、広い視野と相互理解、助け合いの精神を知るための健全育成とその支援を行い、すべての人が安心して平和に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 N-JACK for サステナブル

下伊那郡松川町元大島 2056 番地 7

この法人は、長野県南信地域に対して、青少年のスポーツ交流、身体能力の向上および地域の人材育成の事業を実施し、また、これを通じて生まれる地域の団結力および一体感から集結し、地方が抱える広範囲な問題に関する事業を検討、実施し、100 年後も持続可能な地域を造ることに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 ふうえば

長野市大字南長野県町 601 番地 6 グランドハイツ聖徳 701 号

この法人は、子どもたち・若者をはじめとする「学びたい」人に対し、経済的事情を心配せずに誰でも参加できる学習の場を設け、わかる喜びと共に考える力を育み、お互いを尊重し助け合うことや社会への感謝や貢献を大事にしていくなかで、参加者のより良き成長と、より良い未来社会の構築に貢献することを目的とする。

新たに設立認証した 17 法人を紹介します。

NPO法人名 主たる事務所 目的(定款のとおり)

特定非営利活動法人 北信州体操クラブ

中野市大字江部 853 番地

この法人は、スポーツを愛する不特定多数の方を対象に、体操の普及に関する事業を行う中で、個々の年齢や技術、目的等ライフステージに適した心身の発育推進及び健康増進と地域住民のコミュニティの場としてのスポーツ環境作りを図ることで、青少年の健全育成及びより豊かな地域コミュニティの実現を目指し、地域社会の活性化及び持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 Alps 賛歌

大町市平 2099 番地 15

この法人は、

- ①現在の北アルプス山岳は原生自然景観が変化し、二次的景観を形付けつつある中で、山岳内部のきめ細かい「鑑賞の山岳庭園」を抽出し、世界に類のない「三次元の山岳」を次世代につなぐ「景勝北アルプス」として、価値観の創出を目指した活動を行う。
- ②北アルプス景勝写真展示館を開設して、各地に存在する部分的な景勝地を写真家や趣味の人達を含めた巾広い写真の収録とともに、景観を保つ散石と、典雅な味わいをもたらす希少植物を保護して増殖に努め、「山岳庭園」としての価値観作りに取り組む。
- ③北アルプス鑑賞の価値観を、世界遺産登録の一端に寄与することを目指す。

特定非営利活動法人 信州難聴者協会

佐久市野沢 276 番地 6

この法人は、長野県内在住の難聴者、中途失聴者（以下「難聴者等」という。）をはじめ、広く聴覚障害者全般に対して、福祉の増進と生活・文化の向上を図る事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 Ohana

下伊那郡高森町山吹 4419 番地 6

この法人は、障がい者に対して、日常生活における介護・支援に関する事業を行い、全ての人が心豊かに暮らせる地域社会を創ることを目的とする。

特定非営利活動法人 ソシアル・ネットワーク・リノベーション長野

塩尻市大字広丘吉田 3326 番地

この法人は、長野県を拠点に、地域住民に対して、社交ダンスの鑑賞及び実践を身近にできる場を提供することによりわが国のダンス文化の発展や技術向上、国内外の人的交流や国際交流の推進を図り、また市民の健全育成及び福祉の推進を図ることを目的とする。

NPO法人 アンダンテ

松本市横田 4 丁目 22 番 23 号

この法人は、精神障がい（児）者をはじめとする全ての障がい（児）者やその家族、住民に対して保健福祉に関する事業を行い、リカバリーとストレングスの眼差しを持ち精神障がい者をはじめとする誰もが安心して地域に暮らせるノーマライゼイションの実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 A・K運動

上田市古里 135 番地 1

この法人は、広く一般市民に対して、健康の維持・増進を目的とした運動指導、教室、講演会、イベント等の企画及び実施に関する事業等を行い、健康の増進、生活習慣病の予防、介護予防の推進とスポーツの振興を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

NPO法人 なぎそチャレンジクラブ

木曾郡南木曽町読書 2972-1

この法人は、地域住民を対象に心身の健康づくりと子どもたちの健全育成に努め、いつでも・どこでも・だれとでも・いつまでも一生涯スポーツやレクリエーション、文化活動に容易に親しむことができる場を提供し、また、地域社会においては安全・安心なくらしに貢献する社会活動に寄与し、もって元気な町づくりを行うことを目的とする。



県内の NPO 法人の情報については、県公式ホームページ「県民協働・NPO 情報コーナー」でご覧いただけます。